

総会

配布：一般

2018年1月23日

第72会期

議事日程議題 23 (b)

2017年12月20日に総会により採択された決議

[第二委員会の報告書に基づく (A/72/424/Add.2)]

72/234. 開発における女性

総会は、

1995年12月20日の50/140、1997年12月18日の52/195、1999年12月22日の54/210、2001年12月21日の56/188、2003年12月23日の58/206、2004年12月22日の59/248、2005年12月22日の60/210、2007年12月19日の62/206、2009年12月21日の64/217、2011年12月22日の66/216、2013年12月20日の68/227、2014年12月19日の69/236および2015年12月22日の70/219の総会諸決議並びに開発における女性に関する総会のその他の全ての諸決議、およびつい最近のその第61会期で採択されたものを含む、女性の地位に関する委員会により採択された諸決議および合意された結論、並びにその第49¹、第54²および第59会期³で採択された宣言を想起し、

その中で総会が、包括的で、遠大なまた人々中心の一連の普遍的でまた変形力のある持続可能な開発目標と具体的目標、2030年までにこの目標の完全実施のために精力的に活動することに対

¹ 経済社会理事会公式記録、2005年、補遺 No.7 および正誤表 (E/2005/27 and E/2005/27/Corr.1)、第I章、A節 参照。

² 同書、2010年、補遺 No.7 および正誤表 (E/2010/27 and E/2010/27/Corr.1)、第I章、A節。

³ 同書、2015年、補遺 No.7 (E/2015/27)、第I章、A節。

するその公約、極貧を含む、そのあらゆる形態および次元の貧困を削減することは、最大の世界的な課題でありまた持続可能な開発にとって不可欠な要件であるというその認識、均整のとれたまた統合されたやり方でその三つの次元（経済、社会および環境）における持続可能な開発を達成すること並びにミレニアム開発目標の達成を踏まえることに対するその公約、およびその未完成の事業に対処することを求めることを採択した、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と表題のついた、2015 年 9 月 25 日の総会決議 70/1 を再確認し、

ジェンダー平等を実現し全ての女性および女兒をエンパワーする持続可能な開発目標並びに持続可能な開発目標を通してなされたジェンダー平等と女性および女兒の地位と能力の向上に対する公約を通したものを含めて、ジェンダー平等と女性および女兒の能力と地位の向上を促進する持続可能な開発のための 2030 アジェンダにおいて為された公約を歓迎しまた想起し、

持続可能な開発のための 2030 アジェンダと不可分の一体であり、それを支援しまた補完し、具体的な政策と行動で具体的目標の実施の手段を状況に当てはめるのを助け、そして資金調達の課題に対処するその強い政治的公約とグローバル・パートナーシップの精神と連帯で持続可能な開発のためのあらゆるレベルでの可能な環境を創り出すことを再確認する第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標を是認した、2015 年 7 月 27 日の総会決議 69/313 を再確認し、

ジェンダー平等と全ての女性および女兒の能力と地位の向上並びに経済における女性の完全かつ平等な参加と指導力は、持続可能な開発の実現に極めて重要でありまた経済成長と生産性を著しく向上させるというアジス・アベバ行動目標における認識をまた再確認し、

北京宣言および行動綱領⁴、「女性 2000 年：21 世紀に向けたジェンダー平等、開発および平和」と表題のついた総会の第 23 回特別会期の成果⁵、および国際人口開発会議の行動計画⁶およびその更なる実施のための主要行動におけるものを含む、ジェンダー平等と女性の地位と能力の向上の分野における関連する国際連合サミットや会議において為された国際的な公約を更に再確認し、

⁴ 第四回世界女性会議報告書、北京、1995 年 9 月 4 日－15 日（国際連合出版、Sales No. E.96.IV.13）、第 I 章、決議 1、添付文書 I および II。

⁵ 決議 S-23/2、添付文書、および決議 S-23/3、添付文書。

⁶ 人口と開発に関する国際会議報告書、カイロ、1994 年 9 月 5 日－13 日（国際連合出版、Sales No. E.95.XIII.18）、第 I 章、決議 1、添付文書。

ジェンダー平等と女性および女児のエンパワーメントを促進する、アフリカ連合の国家元首および政府の長の会合により採択されたアジェンダ 2063、並びに今後 50 年以内にアフリカにおける積極的な経済社会的変容を確保するための戦略的枠組としてのその 10 年行動計画、アフリカの開発のための新パートナーシップ⁷に関する総会の決議に組み込まれた、そのコンチネンタル・プログラム、並びに地域的なイニシアティブを、支援することの重要性を再確認し、

パリ協定⁸とその早期の発効を歓迎し、全てのその当事国に対し、同協定の完全実施と批准、受諾、承認また加入の文書をまだ寄託していない気候変動に関する国際連合枠組条約⁹の当事国に対し、可及的速やかに、適当と認められる場合に、そのようにすることを奨励し、

2016 年 10 月 17 日から 20 日まで、エクアドルのキトで開催された、住宅と持続可能な都市開発に関する国際連合会議（ハビタットⅢ）で採択された、ニュー・アーバン・アジェンダ¹⁰もまた歓迎し、

北京宣言と行動綱領に従って、ジェンダー平等と全ての女性および女児のエンパワーメントを促進することを再確認している、国際連合システムの開発のための業務活動の 4 年毎の包括的政策再検討に関する 2016 年 12 月 21 日の総会決議 71/243 および関連する国際連合会議の成果並びに女性および女児の開発に投資することまた彼女たちの経済的および政治的参加並びに経済的および生産的資源並びに教育への平等なアクセスを促進することを通したものを含む、総会諸決議は、持続的で包括的な経済成長、貧困撲滅および持続可能な開発を実現するために基本的に重要でありまた乗数効果を有していることを想起し、

国際連合システムの開発のための業務活動の 4 年毎の包括的政策再検討に関する決議 71/243 に沿った開発における女性の地位向上とエンパワーメントを促進する国際連合システムの組織および機関、とりわけその基金および計画並びに専門機関の重要性に留意し、

⁷ A/57/304、添付文書。

⁸ the UNFCCC in FCCC/CP/2015/10/dd.1 の下で採択された、決定 1/CP.21。

⁹ 国際連合、条約集、第 1771 巻、No.30822。

¹⁰ 決議 71/256、添付文書。

ジェンダー平等と女性の地位と能力の向上のための国際連合機関（UN-Women）の職務権限の重要性と価値をくり返し表明し、全てのレベルでの女性および女兒に対する力強い声を提供することにおける UN-Women の指導力を歓迎し、そしてジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するその活動における国際連合システムの説明責任を主導すること、調整することそして促進することにおけるその重要な役割を再確認し、

経済に参加するまた持続可能な開発に対する 2030 アジェンダの実施における財政的独立を実現する女性および女兒の鍵を開けることの変革的影響を示している、女性の経済的エンパワーメントに関するハイレベル・パネルの報告書に留意し、

女性および女兒に対する暴力の存続と広まりを強く非難し、公的なまた私的な場におけるあらゆる女性および女兒に対するあらゆる形態の暴力を取り除く必要性を強調し、そして加盟国に対し、女性、青年および子どもを、性的虐待、搾取、取引および暴力を含む、あらゆる形態の虐待から守るための具体的な予防的措置を採用することを奨励し、

世界の財政的および経済的危機の残っている影響は、持続可能な開発目標を含む、国際的に合意された開発目標を実現することに向けた進展を損なう可能性を有していること、また女性が世界的な経済回復のゆっくりとしたペースにより特に影響を受けたままであることを認識し、

全ての国が、ジェンダー平等を達成したならば、世界的に、国内総生産の成長率が、著しく増加し得ることを強調し、そしてジェンダー平等と女性および女兒のエンパワーメントを達成することにおいて進展がないこと故の経済的および社会的損失は、著しいことを認識し、

持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書における完全かつ生産的な雇用の追求および働き甲斐のある人間らしい仕事へのアクセス並びに全ての者のための社会的保護に関する規定を再確認し、そして国家に対し、持続可能な開発を促進しそして持続的な、包括的なそして衡平な経済成長を主導し、生産的な雇用機会を増やしそして農業と工業の発展を促進する将来を考えてのマクロ経済的政策を採用することを求め、

男性と女性の労働者が、質の高い教育、技能訓練、保健医療サービス、社会保障制度、基本的

労働権、労働安全衛生を含む、社会的保護と法的保護、および働き甲斐のある人間らしい仕事の機会、並びに、とりわけ、同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金およびあらゆるレベルでの雇用、指導者としての地位および意思決定のための平等な機会に対する平等なアクセスを有すべきであることを認識し、

一般的に、女性および女兒は、無報酬の介護と家庭内労働の過剰な役割を果たしていることおよび報酬のある仕事に少ない時間を費やしていること、並びにこの無報酬の介護と家庭内労働の不平等な配分は、女性のより大きな負担の原因となっておりそして実質上、社会的、政治的および経済的側面におけるその参加を制限していることをまた認識し、そして女性と男性の間の責任の平等な分担の促進を通してまた社会保護政策とインフラストラクチャー開発を、特に、優先させることによるものを含めて、女性により為された無報酬の介護と家庭内労働の過剰な役割を認識し、減らしそして公正に再分配するための具体的な措置を実施する必要性を認め、

女性は、ジェンダーの不平等と自らの暮らしのための天然資源への多くの自らの依存性のために、砂漠化、森林破壊、気候変動および自然災害によりしばしば過剰に影響を受けていることに懸念をもって留意し、災害リスク削減に対処する必要性と持続可能な開発と貧困撲滅の文脈において新たな緊迫感をもって災害の場合に強靭性を構築することを強調し、そして女性に対する自然災害の効果をもっとよく理解しそして情報に対する女性のアクセスを増すこととより効果的な保護、援助および避難措置を促進することにより自然災害に対する女性の脆弱性を減らす必要性を認識し、

栄養摂取におけるまたその他の関連する政策上の特別の注意は、女性および女兒のエンパワーメントに払われるべきこと、そのことにより収入、農業投入物、土地、水、金融、教育、訓練、科学および技術、並びに保健医療サービスを含む、社会的保護と資源に対する女性の完全かつ平等なアクセスに貢献すること、従って食糧安全保障と保健を促進すること、を再確認し、

貧困の女性化が続いていることそして極貧を含む、あらゆるその形態と次元における貧困の撲滅は、女性の経済的なエンパワーメントと持続可能な開発にとって欠くことのできない必要条件であることを認識し、そしてジェンダー平等と全ての女性および女兒のエンパワーメントの達成と貧困撲滅との間の相互に補強している繋がりを認め、

開発に対する権利を含む、全ての人権に対する尊重の、そしてジェンダー平等と女性および女性の地位の向上並びにエンパワーメントを達成するため、とりわけ女子と女兒に対する、司法、ジェンダー平等、衡平、市民的参加や政治的参加、並びに市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利並びに基本的自由を促進する国内のまた国際的な環境の重要性をこの文脈においてまた認識し、

女性および女兒に対する多様なまた交差している差別の形態と男性と女性の役割の固定観念化を永続している、差別的な態度、否定的な社会規範および男女を巡る固定観念を変えることに対する課題や障害を更に認識し、そして課題と障害が、ジェンダーの不平等を取り除くための国際基準と規範の実施において相変わらずであることを強調し、

貧困の撲滅と平和の達成と維持は、相互に強化していることを認識し、そして平和は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントとまた開発と密接につながっていることをまた認識し、

誰も置き去りにしないという誓約をくり返し表明し、人間の尊厳が基本であるという認識、および全ての国家と人々並びに社会のあらゆる階層のために達成された目標とターゲットを見たいという願いを再確認し、そして最初に最も遅れをとる者に手を差し伸べるために努力することを再び公約し、

どの国または誰も置き去りにしないことを確保することそして最も遅れをとる者の包摂と参加を確保することによるものを含めて、課題が最大であるところに私たちの努力を集中することに対し再び公約し、

1. 事務総長報告書¹¹に留意する。

2. ジェンダー平等と女性および女兒のエンパワーメントの実現は、持続可能な開発目標とターゲット¹²の全てを通じた進展に対して非常に重要な貢献をすることを、そして人類の半分が、その完全な人権と機会を拒否され続けるならば、人の完全な可能性と持続可能な開発の実現は、可能

¹¹ A/72/282.

¹² 決議 70/1 を参照。

ではないことを、女性および女兒が、質の高い教育、経済資源および政治的参加への平等なアクセス、並びに全てのレベルでの雇用、指導者の地位および意思決定に対して男性や男子と同じ機会を享受しなければならないことを、ジェンダー・ギャップを閉ざしそして地球規模の、地域的なそして国のレベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する制度に対する支援を強化するための著しい投資のために活動することを、女性および女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力は、男性および男児の関与を通したものを含めて、取り除かれることを、そして 2030 アジェンダの実施においてジェンダーの視点の組織的主流化が非常に重要であることを再確認する。

3. 国内の政策における社会的包摂を促進することそして差別をしない法、社会的なインフラストラクチャーおよび持続可能な開発のための政策を促進し執行すること、並びに経済における女性の完全かつ平等な参加と意思決定プロセスと指導者層への女性の平等なアクセスを可能にすることをまた再確認する。

4. 開発資金国際会議のモンテレー・コンセンサスの目標¹³、開発資金に関するドーハ宣言、モンテレー・コンセンサスの実施を再検討する開発資金国際会議のフォローアップの成果文書¹⁴および第三回開発資金国際会議のアジス・アベバ行動目標¹⁵に従って、全ての人々、とりわけ貧困でまた脆弱な状況で生活している女性と子どもが、包括的な経済成長と開発から利益を得得ることを確保するため、経済的、社会的および環境的開発に関する政策をつなぐ必要性を強調する。

5. ジェンダー平等を達成すること、全ての女性および女兒をエンパワーすることそしてその人権の完全な実現は、持続的な、包括的なそして公正な経済成長と持続可能な開発を達成することに対して不可欠であることを再確認し、全ての財政的、経済的、環境的および社会的政策における対象を特定した行動と投資を含む、ジェンダーの主流化に対する必要性をくり返し表明し、そしてジェンダー平等の促進と女性の平等な権利、経済における参加と指導者層へのアクセスと機会を確保し、そしてジェンダーに基づく暴力とあらゆる形態の差別を取り除くために、全てのレベルにおける女性および女兒のエンパワーメントの促進のための堅実な政策と強制可能な法令並びに変革的な行動を採用することと強化することに対する公約を更に再確認する。

¹³ 開発資金国際会議報告書、モンテレー、メキシコ、2002年3月18日-22日（国際連合出版、Sales No. E.02.II.A.7）、第I章、決議1、添付文書。

¹⁴ 決議63/239、添付文書。

¹⁵ 決議69/313、添付文書。

6. 開発における女性および女児の効果的な統合のためあらゆる生活分野において有利なまた国内や国際的に貢献する環境の、そしてマクロ経済的な安定、構造改革、税制、海外直接投資を含む投資、およびあらゆる関連する経済の部門に関連する法令、政策並びに計画のジェンダー分析のそれらの着手と普及の、政府、国際連合を含む、国際機構、民間部門、非政府組織、労働組合およびその他の利害関係者による、創造の重要性を強調する。

7. 加盟国、自らの各々の職務権限の範囲内で、国際連合システムとその他の国際的なまた地域的な機構、および非政府組織を含む、市民社会の全ての部門、並びに全ての女性と男性に対し、北京宣言および行動綱領⁴の実施とフォローアップ、総会の第23特別会期の成果⁵および国際人口開発会議の行動計画⁶並びにそれらの再検討の成果に対する自らの貢献を強化するという自らの各々の公約を遂行することを求める。

8. ジェンダー平等の達成と全ての女性および女児のエンパワーメントのための変化の戦略的パートナー、盟友、行為者および受益者としての男子と男児の十分な関与の重要性を認識し、そして北京宣言および行動綱領、総会の第23回特別会期の成果文書、第四回世界女性会議の第10回¹、第15回²および第20回³記念祭の機会に、女性の地位に関する委員会により採択された宣言および2030アジェンダの完全な、効果的なそして加速された実施を達成するための取組において男性および男児が十分に関与するための措置を取ることを引き受ける。

9. ジェンダー平等と全ての女性および女児のエンパワーメントおよび貧困撲滅の間の相互に強化された繋がり、並びに全ての関連する利害関係者と協議して、社会保護システムを通じたものを含めて、ライフサイクルを通じた女性および女児のための生活の適切な基準を確保するため、社会的、構造的そしてマクロ経済的問題に対処する、個人参加方式の、包括的なジェンダーに敏感な貧困撲滅戦略を推敲しそして、適当と認められる場合に、実施する必要性をまた認識する。

10. 国家に対し、働き甲斐のある人間らしい仕事へのアクセス、改善された賃金、社会的保護と質の高い児童保護に対するアクセスを含む、非正規雇用から正式な雇用への女性の移行を加速するための取組の規模を拡大することを、また医療経済における持続的な投資を通じたものを含めて、女性による無報酬の介護と家庭内労働の認識、削減そして公正な再分配を効果的に支援することを

促す。

11. 無報酬の介護と家庭内労働を含む、報酬が支払われていない労働が、世帯における福祉を改善することにおいてまた全体としての経済が機能することにおいて、欠くことのできない役割を果たしていることを認識し、そして世帯内の責任分担を促進するため、それに対して女性および女兒が高いレベルの過剰な責任を伴っている、無報酬の介護と家庭内労働を含む、報酬が支払われていない労働の不平等な負担を減らすことに役立つであろう政策や計画を認識しそして、適当と認められる場合に、審議する必要性を認める。

12. 農業開発のまた小規模農家と女性の農夫を含む、農村の女性、および先住民族の女性並びに現地の共同体の女性、そして農業と農村開発を高めること、食糧安全保障を改善することそして農村の貧困を撲滅することにおける当該女性の伝統的知識の重要な役割と貢献もまた認識し、農業開発における農村女性の重要な役割を認識し、そして開発途上国において、食糧安全保障と栄養を提供することにおける女性の重要な役割が、食糧不足、栄養失調、過度な価格変動および食料危機に対する短期と長期両方の対応の不可分の一体として認識されそして対処されることを確保する農業政策と戦略を再検討することの重要性を強調する。

13. 優先事項として、飢餓と飢饉を終わらせそして食糧安全保障を達成する、そしてあらゆる形態の栄養失調を終わらせる必要性を再確認し、またこれに関連して世界食糧安全保障委員会の重要な役割を認め、栄養に関するローマ宣言および行動枠組¹⁶並びに栄養に関する国際連合行動の10年（2016–2025年）の重要性を想起し、そして農村地区と持続可能な農業や漁業を開発することおよび開発途上国、とりわけ後発開発途上国、における小規模農家の農夫、特に女性の農夫、遊牧民並びに漁師を支援することに資源を向けるという公約を再確認する。

14. 私的なまた公的な場における女性および女兒に対する差別の多様なまた交差している差別を含む、暴力と差別が、女性および女兒のエンパワーメントの達成とその社会的また経済的發展に対する主要な障害であることそしてどの国も取り除くために管理していないことを考えると、制度的メカニズムと法的枠組の強化を通して、労働の世界における、女性および女兒に対するあらゆる形態の暴力や差別を防止しそして取り除くための行動を取る必要性を強調し、そして労働の世界に

¹⁶ 世界保健機関、文書 EB136/8、添付文書 I および II。

における女性に影響する悪い社会的規範、構造的障害およびジェンダーの固定観念に対処するまた労働市場への暴力の被害者や生存者の再入を促進する措置を策定する必要性を考慮しつつ、暴力、虐待や無視、性的虐待、搾取、嫌がらせ、人身売買および子どもの、早期のそして強制した結婚並びに女性器切除などの有害な慣行から女性および女兒、青年並びに子どもを守るための具体的な予防的措置の採用を奨励する。

15. 健康における投資は、不平等を減らすことと持続可能なまた包括的経済成長を増やすことに、また社会開発、環境保護並びに貧困、飢餓および栄養失調の撲滅に貢献することを認識し、そして政府に対し、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康に対する権利の実現を達成するために女性および女兒に対する適切な保健医療サービスへの平等なアクセスを提供することを促す。

16. 特に、性および生殖に関わる医療を含む、入手可能なまた質の高い保健医療サービスと予防的な保健医療情報への平等なまた普遍的なアクセスを通して、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康を達成することは、女性の経済的地位の向上と雇用に対して重要であることを、経済的エンパワーメントと独立の欠如は、暴力と HIV-AIDS に感染するリスクを含む、様々な悪い結果に対する女性の脆弱性を増すことを、また人権の女性の完全な享受の無視は、教育を受けることに対するまた経済的や政治的エンパワーメントを達成することに対する機会を含む、公的なまた私的な生活における機会を厳しく制限することもまた認識する。

17. 世界的に、女性および女兒はまだ、HIV-AIDS の発生により最も影響を受けていること、彼女たちは、介護負担の過剰な負担を負っていることそして彼女たちは、流行病の発生の結果として、自らの家族や共同体からの暴力、負の烙印、差別、貧困および周縁化に対してより脆弱であること、に総会の深い懸念を表明し、ジェンダー平等と全ての女性および女兒のエンパワーメントに向けた進展は、受け入れがたいほど遅くそして HIV から自らを保護する女性および女兒の能力は、生理的要因、女性と男性のまた男子と女兒の間の社会における不平等な力関係を含む、ジェンダーの不公平、および不平等な法的、経済的並びに社会的地位、性および生殖に関する医療を含む、保健医療サービスへの不十分なアクセス、そして人身売買、性的暴力、搾取および有害な慣行を含む、公的および私的な場における多様なまた交差している形態の差別や暴力により犠牲にされ続けていることに留意し、そして政府および国際社会に対し、包括的な HIV 予防、治療、看護および支援に対する普遍的アクセスの目標の達成に向けたまた 2030 年までに HIV-AIDS の発生を終わらせ

ることに対する対応の規模を緊急に拡大することを求める。

18. 政府および社会の全ての部門に対し、非感染性疾患の予防と管理に関する総会のハイレベル会合の政治宣言¹⁷において指摘されたような、全ての年齢、ジェンダー、人種および収入レベルの人々に影響する、心臓血管疾患、癌、慢性の呼吸器疾患および糖尿病を含む、非感染性疾患の急速に成長している重要性における重大な相違に対処するその取組において、性および年齢によるものを含む、適切に分類されたデータに基づいて非感染性疾患の予防と管理に対するジェンダーに基づくアプローチを促進しまた追求することを促し、そしてとりわけ開発途上国における脆弱な状況において生活している人々が、過剰な負担を負っていることまたとりわけ女性が介護負担の過剰な負担を負っているために、非感染性疾患が、女性と男性に異なって影響することがあることに留意する。

19. 妊産婦の健康が、依然として世界における最大の保健の不公平の幾つかにより制限された一つの分野であり続けていることにまた新生児、子どもおよび妊産婦の健康を改善することにおける一様でない進展について深い懸念を表明し、この文脈において国家に対し、新生児、子どもおよび妊産婦の死亡率や罹患率を予防しそして減らすための自らの公約を実施することを求め、そしてこれに関連して女性の、子どものそして若者の健康のための世界戦略（2016–2030）、並びに妊産婦の死亡数と新生児および5歳未満の子どもの死亡数の削減に貢献している国の、地域のそして国際的なイニシアティブを支援する公約に感謝しつつ留意する。

20. 政府に対し、自らの開発パートナーの支援を得て、健康と福祉を増し、女性および女兒の仕事量を追体験しそして起業家精神を含む、その他の生産的な活動のために彼女らの時間とエネルギーを解放するため、適切なインフラストラクチャーと農村地区と都市部の貧民街の全ての者に対する水と衛生の提供を含む、その他の事業に投資することを奨励する。

21. 彼女たちの労働力と学校参加率を含む、女性および女兒に過剰に影響する、そして暴力に対する彼女たちの脆弱性を増す、適切な衛生施設がないことと水不足や安全でない水などの関連する課題に深い懸念を表明し、そしてこれに関連して衛生と月経の衛生管理を含む、衛生施設へのアクセスを確保するための取組を通して、女性および女兒に特別の注意を払いつつ、全ての者のため

¹⁷ 決議 66/2、添付文書。

の衛生を達成するためのそして屋外排泄を終わらせるための取組の強化を求める。

22. 全ての政府に対し、教育の分野における女性および女兒に対する差別を取り除くことそしてあらゆるレベルでのジェンダーの不平等を取り除くためまた貧困を撲滅しそして開発に対する女性の完全かつ平等な参加と開発からの利益に対する平等な機会を認めるため、ビジネス、貿易、行政、情報通信技術、科学、技術、工学および数学並びにその他の新技術の分野におけるものを含めて、技術教育、職業教育、第三次の教育および非公式教育と訓練を含む、あらゆるレベルの教育に対する安全で平等なアクセスを確保すること、そして彼女たちの参加を奨励することを促す。

23. 青年の雇用と女性の経済的エンパワーメント、とりわけ、全ての者のための働き甲斐のある人間らしい仕事を促進しつつ、活動的な、持続可能な、革新的なそして人々中心の経済を築く必要性とまたくり返される危機や長期の失業に打ち勝つことを女性に可能にするため、差別的な賃金慣行を取り除きつつまた公共事業計画などの措置を促進しつつ、労働市場の規則や社会的規定が、例えば、最低賃金法を制定しそして執行することにより、女性のための公平な競争の場を創り出すことを確保する必要性を認識する。

24. 都市における多様性と人間居住地に対する、社会の一体性、異文化間の対話と理解、寛容、相互尊重、ジェンダー平等、技術革新、起業家精神、包摂性、アイデンティティーそして安全および全ての人々の尊厳を強化することに対する、並びに居住性および活気に満ちている都市経済を促進することに対する、そして地方の制度が、増えつつある異質のまた多文化の社会の中での社会的多元性と平和的共存を促進することを確実にするための措置を講じることに、総会の公約を再確認する。

25. 加盟国に対し、団体交渉を促進しつつまた女性を対象としている募集、在職および促進政策を提供しつつ、女性の労働と最低賃金、社会的保護および同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金に関するものを含む、職場における人権を保護している法令および政策を採用しそして適切な場合には実施することを奨励する。

26. 加盟国に対し、仕事と家族の責任の一致を促進するために設計された、またインフラストラクチャーと技術の開発と利用可能なまた質の高い児童保護および子どもやその他の扶養家族の

ための育児施設の提供を通じた支援を提供するためそして女性と男性の両方が、社会的保護および母であることまたは父であること、親としてのそしてその他の形態の休暇や手当に対するアクセスを有することそしてそのような利益を自らが利用した場合に、差別されないことを確保するため、パートタイム労働など勤務形態における柔軟性の増加と働いている母親のための授乳の支援を通じたものを含む、無報酬のそして家庭内労働の女性の過剰な負担と家庭内や介護の仕事を含む、無報酬の労働に従事している女性の作業負担を認識し、評価し、減らしそして再配分する法令や、適切な場合には、政策を採用し実施することを促す。

27. 政府、民間部門、非政府組織、労働組合およびその他の利害関係者に対し、女性の労働者の権利を促進しまた保護し、仕事におけるジェンダー平等に対する制度的および法的障害を取り除き並びに仕事におけるジェンダー平等、に向けた紋切型の態度を除去するための行動を取ること、同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金並びに公式経済、とりわけ経済的意思決定と資源の割り当てにおけるにおける女性の完全参加を達成するための措置を実施するため、また技術、土地、財産および、適切な場合には、マイクロファイナンスを含む、金融サービスを含む、生産的資源と資産に対する女性のアクセスを足すための措置を講じることを、奨励する。

28. 国際連合システムとドナー諸国に対し、女性の完全雇用と働き甲斐のある人間らしい仕事を促進するため、ジェンダー対応政策と計画における自らの投資を増やすことにおいて、また関連する社会的保護と社会的サービスを提供することにおいて、加盟国を支援することを奨励する。

29. 男性と女性との間に事実上の平等を加速することを目的とした暫定的な特別措置は、ジェンダーの不平等、ジェンダーの固定観念および男性と女性との間の不平等な力関係の根本原因に対処するためそして適切な場合には、人権の違反や侵害に対する不遵守や責任の場合に効果的な救済手段や司法へのアクセスを、適切な場合、提供するため、差別とは考えられるべきでないことを同時に認めつつ、政府に対し、適切な資源を開発し、農村部と都市部の両方における女性と男性の完全参加を含む、全ての者のための完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい仕事に関する積極的な労働市場政策、並びに、労働市場へのその参加とアクセスを含む、とりわけ仕事の世界において平等を確保しそして女性に対する差別を禁止する、法と規制的枠組を制定しまたは強化しそして執行する公式労働市場における、障がい者を含む、女性と男性の完全かつ平等な参加を奨励する政策、特に女性が、そのライフサイクルを通して、公的および民間部門において働き甲斐のある

人間らしい仕事への平等な機会を有することを確保するための適切な措置を講じるために、特に、妊娠、母であること、結婚歴または年齢並びにその他の多様なまた交差している差別の形態に基づく差別を禁止する法や枠組を実施することを促す。

30. 国際連合システムおよびその他の国際機構に対し、加盟国の要請に基づいて、働き甲斐のある人間らしい仕事への女性のアクセスを確保するため革新的な計画対応を支援しまた促進すること、無報酬の介護と家庭内労働の不平等な負担を認め、減らしそして再配分すること、女性および女兒のためのジェンダー対応の社会保護イニシアティブと措置を促進することそして既存の良い慣行プログラムとイニシアティブの規模を拡大することを支援しそして奨励することを促す。

31. 加盟国に対し、特別に対象を特定した措置を通して、横と縦の性別による職域分離とジェンダーに基づく賃金格差を減らすジェンダーに敏感な法令および政策を採択することおよび/または再検討することそして十分に実施することを奨励する。

32. 政治的や経済的な意思決定と資源配分における女性の平等な権利および機会に対する、経済に女性が十分に参加することを防いでいる何らかの障害の除去に対するそして土地およびその他の形態の財産、信用、相続、天然資源および適切な新技術に対する所有権と支配に対するアクセスを含む、経済的資源に対する男性と同じ権利を女性に与えるための法令および行政的改革に着手する決意に対する公約を再確認し、民間部門に対し、女性の完全かつ生産的な雇用および働き甲斐のある人間らしい仕事、同一労働同一賃金または同一価値労働同一賃金および平等な機会を確保するために努力すること、並びにジェンダー平等と女性の地位と能力の向上ための国際連合機関 (UN-Women) と国際連合グローバル・コンパクトにより制定された女性のエンパワーメント原則を支持することによるものを含めて、職場における差別、性的嫌がらせおよび虐待に対して彼女たちを守ることにより、ジェンダー平等を先に進めることに貢献することを奨励し、そして女性が所有する会社または事業における投資の増加を奨励する。

33. 加盟国に対し、効果的な手段により、職場での性的嫌がらせの被害者であるかまたは職場における性的嫌がらせの危険に晒されている女性の権利に関する認識を高めることを含めて、効果的な法的、予防的そして積極的な措置に重点をおいた、職場における性的嫌がらせを防止することと除去することの政策を、追求することを奨励する。

34. 政府に対し、司法、立法および行政制度をジェンダー対応にするために、自らの権利を請求することを求めている女性のための法的援助を提供するために、女性の集団とネットワークの取組を支援するためにそして土地と財産に対する女性の平等な権利の必要性に注意を向けるため意識向上キャンペーンを実行するために設計された訓練を提供することにより、土地や財産の権利に対する女性のアクセスを促進するための措置を講じることを促す。

35. 女性の起業家精神、とりわけ新しい女性の起業家のための機会を支援する、また既存の女性が所有する零細企業および小規模並びに中規模企業のための事業拡大を主導する政策と計画を策定することと実施することの重要性を強調し、そして政府に対し、事業、行政および情報通信技術における訓練と助言サービスを彼女たちに対し提供すること、ネットワークと情報共有を促進することそして特に金融機関により、策定されている政策と計画の形成や再検討に彼女たちが貢献することを可能にするために諮問機関やその他のフォーラムへの彼女たちの参加を増やすことにより、女性の起業家の数とその事業の規模を増すことに資する風潮を創り出すことを奨励する。

36. 全ての政府に対し、関連する利害関係者と協議して、その金融包括戦略を採用または再検討するため、全ての女性のための公式な金融サービスに対する完全かつ平等なアクセスに向けて活動することを、そして国の優先事項と法令に従って、金融規制における政策目標としての金融包摂を含めることを考慮することを、奨励し、市中銀行システムに対し、金融サービスと情報にアクセスすることに対する障害に現在直面している者を含む、全ての者に役立つことを、そして小規模金融機関、開発銀行、農業銀行、移動体通信事業者、エージェント・ネットワーク、協同組合、郵便銀行および貯蓄銀行を支援することを奨励し、適切な場合には、モバイル・バンキング、決済プラットフォームおよびデジタル支払いを含む、革新的な手段の使用および諸国と地域的国際機構を含む、地域の中のピア・ラーニングと経験共有の拡大をまた奨励し、国際連合開発システムを通じたものを含む、開発途上国のための能力開発を強化することを約束し、そして金融包摂イニシアティブ間の相互の協力と共同作業を奨励する。

37. 政府および全ての関連する利害関係者に対し、法的援助に対する女性のアクセスを支援するため、女性の経済的および社会的地位に関わりなく、全てのタイプの金融サービスと銀行ローン、銀行口座、抵当金融およびその他の形態の金融債権を含む、金融商品に対する女性のアクセスに関

して女性に対する差別を除去するためあらゆる適切な措置を講じることそして自らの政策と計画にジェンダーの視点を主流化するため金融部門における団体を奨励することを促す。

38. 貧困の撲滅、女性のエンパワーメントおよび雇用の創出におけるマイクロクレジットを含む、小規模金融の役割を認識し、健全な国の金融システムの重要性をこれに関連して留意しそして国際金融機関の支援を通したものを含めて、既存のまた生じつつあるマイクロクレジット機関とその能力の強化を奨励する。

39. 政府に対し、小規模金融計画が、女性に対して安全で、便利なそして利用可能なまた女性の貯蓄に対する支配を維持する女性の努力を支援する貯蓄商品の開発に焦点を絞ることを確実にすることを促す。

40. 女性および女兒が、地球規模のレベルでの全ての国際的な移民のほぼ半分の割合を占めることをそして特に、ジェンダーの視点を政策に統合することとジェンダーに基づく暴力、人身売買および女性および女兒に対する差別を防止しそして闘うための国内法、制度および計画を強化することにより、移民の女性および女兒の特別な状況と脆弱性に対処する必要性を認識し、また政府に対し、特に、労働時間、労働条件および賃金に関する、移民の女性および女兒を含む、家事労働者の権利を保護しそして家事労働者のための働き甲斐のある人間らしい仕事の条件を確保するための取組を強化し、そして保健医療サービスやその他の社会的および経済的利益に対するアクセスを促進することを求める。

41. 複合災害により影響を受けた地区にまたテロリズムにより影響を受けた地区に住んでいる女性および女兒の特別な必要性を、そして地球規模の健康への脅威、気候変動、より頻繁かつ厳しい自然災害、紛争、テロリズムに資する時と場合の、暴力的な過激主義、そして関連する人道危機並びに人々の強制移送が、最近の数十年間で為された開発の進展の多くを後退させる恐れがありそして包括的に評価されそして対処される必要がある女性および女兒に特別な悪い影響を有していることをまた認識する。

42. 加盟国と国際連合システムに対し、特に、政治的や経済的な意思決定における女性の能力、指導力、参加および関与を促進することにより、また武力紛争下や紛争後の状況における性的および

びジェンダーに基づく暴力を防止すること、闘うことそして除去することにより、紛争の予防と解決における、仲介および平和構築努力におけるまた紛争後の社会の再構築における、あらゆるレベルでのまたあらゆる段階における女性の非常に重要な役割に対する組織的注意、認識およびそれへの支援を確保することを、そしてこれに関連して、あらゆる政策と計画へジェンダーの視点を主流化することの積極的なまた目に見える政策を促進しまた助長することを、奨励する。

43. 政府および社会の全ての部門に対し、平等な基礎に基づき、完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい仕事への平等なアクセスを確保するためのそして労働市場と作業環境が、障がい者に対してオープンで、包摂的かつ利用可能であることを確保するための持続可能な措置を講じることを、そして障がい者の権利に関する条約¹⁸においてまた持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて指摘されたように、障がい者に最大の独立を達成しそして維持することを可能にするため、包括的な教育システム、技能開発および職業上のまた起業家の訓練に対するアクセスを促進することによるものを含めて、障がい者の関連する国内メカニズムや組織と協議して、障がいを持つ女性の雇用を増しまた募集、在職および促進を含む、あらゆる形態の雇用および安全で、心配のないそして健康的な労働条件の提供に関する全ての問題に関して障がいを基礎とする差別を除去するための積極的な措置を講じることを奨励し、そして障がいをもつ女性と子どもの権利と必要性に対処することを目的とした取組を強化する必要性に留意する。

44. 国家に対し、ジェンダーの視点の環境政策と気候変動政策への統合を促進することをまた環境問題に関する意思決定のあらゆるレベルにおける女性の完全かつ平等な参加を確保するためメカニズムを強化しそして適切な資源を提供することを促し、そして気候変動により引き起こされた女性および女兒に対する課題に対処する必要性を強調する。

45. 意思決定における女性の完全かつ平等な参加のまた災害リスク削減、準備、対応および復旧戦略の開発と実施においてジェンダーを主流化することの重要性を強調する。

46. 収入、性、年齢、人種、民族性、移民の地位、障がい、地理的位置および国の状況に関連するその他の特徴により分類された質の高い、利用可能な、時宜を得たそして信頼し得るデータの収集、分析および普及を改善することと組織化することのそして政策立案と進展と影響について監

¹⁸ 国際連合、条約集、第2515巻、No.44910。

視し報告するための国の制度を支援することに関する具体的なまた関連するジェンダーに敏感な指標を開発することの重要性もまた強調し、そしてこれに関連して、開発途上国と国際連合システムの関連する組織に対し、開発途上国のデータベースと情報システムを確立すること、開発することとして強化することに関連して、開発途上国の要請に基づいて、開発途上国に対する支援と援助を提供することを奨励する。

47. 政府に対し、国際連合システムとその他の関連する国際機構と協力して、政府の要請に基づいて、性別に分類されたデータと統計を収集し、分析しそして普及することをそして以下の女性に関する関連する政策措置の影響を評価することを奨励する。

- (a) 社会的保護および働き甲斐のある人間らしい仕事へのアクセス
- (b) 定期的な時間利用調査と国の収入に対する当該労働の貢献を評価するためのサテライト勘定の設立を通じた、無報酬の介護と家庭内労働
- (c) 性、収入、年齢、人種、民族性、移民の地位、障がいおよび地理的位置により分類された、非正規雇用

48. 全ての加盟国に対し、国内の労働法と基準のジェンダー分析に着手することをそして女性に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約¹⁹および国際労働機関の諸条約を含む、多数国間文書に基づいて、輸出加工区、これに関連した、建物に、特に注意を払って、多国籍企業のためのものを含めて、雇用慣行のためのジェンダーに敏感な政策と指針を確立することを促す。

49. 加盟国に対し、ジェンダー平等の目標に見合った、ジェンダーの視点を、国の持続可能な開発戦略の計画、実施、監視、評価および報告に統合すること、ジェンダー平等に関する国の行動計画と国の開発戦略との間の提携を確保することそしてジェンダー平等の促進において男性および男児の関与を奨励することを促し、そしてこれに関連して、国際連合システムに対して、方法論と手段を開発しそして能力構築と評価を促進する国の取組を支援することを求める。

50. 加盟国に対し、貧困を撲滅することと不平等を減らすことを目的とした戦略を含む、国の開発戦略の形成における、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために包括的でまたより効

¹⁹ 同書、第 1249 卷、No. 20378.

果的な国のメカニズムの参加を確保することそして国内の女性の組織に対して適切な財政的および人的資源を割り当てること並びに、省庁に対して、また省庁内で、ジェンダー平等のための専門部隊を確立することおよび/または強化すること、技術職員および開発手段並びに指針のために能力開発を提供することにより、ジェンダーの主流化のための能力を強化することを奨励し、そして国際連合システムに対し、これに関連した国の取組を支援することを求める。

51. 加盟国に対し、持続可能な開発を含む、国の政策分野における政府の意思決定過程における女性と青年の組織を含む、市民社会の参加を、適切な場合には、増やし続けることをまた奨励する。

52. 加盟国、国際連合システムおよびドナー諸国に対し、ジェンダー対応の計画立案と予算編成を強化しそして実施することをまたこの目的のために、並びに適切な場合には、男女共同参画結果のための投資の監視と評価のために、方法論と手段を策定しまた強化することを奨励し、そしてドナーに対し、合同調整および説明責任メカニズムを含む、自らの実践にジェンダーの視点を主流化することを奨励する。

53. 自らの二国間および多国間の政府開発援助公約とターゲットについて維持しそして果たす、全てのドナーにとっての必要性があることを、またこれらの公約の完全実施は、国際的な開発ジェンダ課題を突き進めるために利用可能な資源を実質的に押し上げることを認識し、そして諸国に対し、ジェンダー平等と全ての女性および女児のエンパワーメントのための資源割り当てを追跡しそして報告することを促す。

54. ドナーの共同体、加盟国、国際連合を含む国際機構、民間部門、非政府組織、労働組合およびその他の利害関係者に対し、ジェンダーの主流化とドナーとパートナーとの間の対象を特定した活動と対話の強化のための資金提供を通してジェンダー平等と全ての女性および女児のエンパワーメントを対象としている開発援助の焦点と影響を強化することを、そしてまた、開発援助のあらゆる分野におけるジェンダーの視点を統合することに対して割り当てられた資源を効果的に測定するために必要とされるメカニズムを強化すること促す。

55. ジェンダーの視点を政策と意思決定に統合する政府の能力を強化する必要性を認識し、そ

して全ての政府、国際連合システムの機関を含む、国際機構およびその他の関連する利害関係者に対し、技術援助と財政資源の提供を通じたものを含めて、政策立案のあらゆる側面へジェンダーの視点を統合することにおける開発途上国の取組を援助しまた支援することを奨励する。

56. 国際社会、国際連合システム、民間部門および市民社会に対して、社会開発のための世界サミット、第四回世界女性会議、国際人口開発会議、ミレニアム・サミット、開発資金国際会議、持続可能な開発に関する世界サミット、第二回高齢者問題世界会議、総会の第23回および第24回特別会期、持続可能な開発に関する国際連合会議、そこで「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と表題のついた成果文書が採択された、2015年以後の開発アジェンダの採択のために国際連合サミット、並びにその他の関連する国際連合会議やサミットにおいて合意された開発ターゲットと達成条件を満たすための自らの取組において、政府を支援するために必要な財政資源を提供し続けることを奨励する。

57. 加盟国、国際連合システムの諸機関および非政府組織に対し、変化をもたらす主体としての女性の能力を築くためにまた国の持続可能な開発、貧困撲滅および環境政策、戦略並びに計画の設計、実施、監視、評価および報告に積極的かつ効果的に参加するため彼女たちをエンパワーするため、自らの取組を加速することまた任命と昇進におけるジェンダーを定型化することを除去することによるものを含めて、政府の最高レベルでのまた国際機構の支配構造におけるあらゆる意思決定機関において女性の声と完全且つ平等な参加を増すために適切な資源を提供することを促す。

58. とりわけ農村および遠隔地において、高い割合の資源が、女性および女兒に届くことを確保するための国の取組を支援する政策を再検討しそして実施することを、多数国間ドナーに促し、そして自らの各々の職務権限の範囲内で、国際金融機関と地域的金融機関に招請する。

59. ジェンダー平等と女性および女兒のエンパワーメントを達成するための現行の政府間努力を認識し、そして国際連合システムに対し、公正な地理的代表の原則を念頭に置きつつまた国際連合憲章の第101条に沿って、開発途上国からの女性の代表に然るべき考慮を払って、そして最善の候補者を選ぶ必要性に留意しつつ、事務総長の地位を含む、上級の意思決定の地位に対するアクセスを得ることにおいて女性と男性の平等な機会を保証する必要性を確信して、本部、地域や国レベルでの国際連合システムの範囲内の、専門職および高い部門を含む、職員の全ての部門に対する任

命においてジェンダー・バランスを達成するための取組を続けることを促し、またこれに関連して、ジェンダー平等に関する事務総長のシステム全体の戦略に留意する。

60. 国際連合システムの全ての組織に対し、自らの組織の職務権限の範囲内で、ジェンダーの視点を主流化することまた自らの国別計画、計画手段、投資枠組および部門全体の計画においてジェンダー平等を追求することまた国の開発戦略に従ってこの領域における具体的な国レベルの目標とターゲットを明瞭に表現することを求め、自らの国の優先事項に従って、持続可能な開発政策と戦略を含む、国の開発政策と戦略へのジェンダーの視点の統合において、加盟国の要請に基づいて、加盟国を支援することにおいて、国際連合国別現地チームとの UN-Women の活動を歓迎し、そしてジェンダー平等への公約とジェンダーの主流化を世界中で効果的な行動に移すことを確実にするために、国際連合システムの主導する、調整するそして促進している責任におけるその重要な役割を強調する。

61. 国際連合開発システムの組織に対し、自らの組織の職務権限の範囲内で、自らの制度的な説明責任メカニズムを更に改善しそして総会決議 71/243 に定められたように、自らの戦略的枠組に政府間で合意された男女共同参画結果とジェンダーに敏感な指標を含めることを求める。

62. 国際連合システムの関連する組織に対し、自らの各々の職務権限と資源の範囲内で、本決議の実施において、誰も置き去りにせずまたどの国も置き去りにしないことを確保することを求める。

63. 事務総長に対し、本決議の実施に関する報告書を、第 74 会期の総会に提出することを要請し、そして「貧困根絶とその他の開発問題」という表題のついた項目、「開発における女性」という表題のついた部分項目の下で、総会の第 74 会期の暫定議事日程に含めることを決定する。

第 74 回本会議

2017 年 12 月 20 日